

平成 26 年 3 月 13 日

各 位

会社名 株式会社小僧寿し
代表者名 代表取締役社長 大西 好祐
(JASDAQ コード 9973)
問合せ先 取締役管理本部長 三浦 広義
(電話番号 03-6226-4400)

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て） に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり当社以外の全株主を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本件」といい、本件における資金調達方法を、「本資金調達方法」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型）とは、下記「2. ライツ・オファリングの内容」に記載する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を当社を除く全ての株主に対し無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。また、本新株予約権自体が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場される予定であることから、本新株予約権の行使を希望しない株主の方には、本新株予約権を市場で売却する機会が与えられることとなります。一方で、期日までに何れの手続きも実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却の何れも行えなくなります。

本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、(i) 本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は (ii) 本新株予約権を売却して売却代金を得るかの何れかを選択していただきたいと考えております。

当社株主の皆様におかれましては、本書面、本新株予約権に係る有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL: <http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）、及び本日付で公表いたしました「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」（URL: <http://www.kozosushi.co.jp/corporate/ir/>）等をご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

ライツ・オファリングに関するお問合せ先

株式会社小僧寿し

電話番号：0120-360-742

(土・日・祝日を除く平日10:00~17:00)

IRサイト: <http://www.kozosushi.co.jp/corporate/ir/>

記

1. 本件の目的等

(1) 本件の目的

当社は、本日付で公表いたしました「平成26年12月期～平成28年12月期 中期経営計画」にてお知らせしましたとおり、昨年12月の代表取締役の異動と新経営体制の発足を踏まえ、平成26年12月期から平成28年12月期にかけての中期経営計画（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定しております。新たな中期経営計画を策定した理由は、平成24年8月8日付の適時開示「中期経営計画策定に関するお知らせ～2012年度から2016年度の5ヵ年計画～」にて公表いたしました前経営体制における中期経営計画（以下「前中期経営計画」といいます。）の中心施策であった直営店舗のフランチャイズ店舗への転換が想定どおりに進まず、業績目標値も未達成となった原因を、収益力の高い店舗モデルの創造戦略の欠如を理由とした、直営店舗の収益力の低下及びフランチャイズオーナー候補への事業の魅力アピール力の低下、並びに高コスト体制であると捉え、かかる課題を踏まえ、新経営体制としての新たな中期経営計画を示すべきであると考えたためです。本中期経営計画においては、かかる創造戦略とコスト削減策を具体的に示した上で、施策の基軸として平成26年12月期から平成28年12月期にかけて計243店舗の新規出店・移転及び計110店舗の改装・業態変更を計画しており、本件は、かかる計画をスピーディに実現するための資金調達を主たる目的としております。具体的な出店計画に関しましては、下記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等」をご参照ください。

(2) 背景

当社グループが属する外食産業を取り巻く環境は、マーケットが縮小する中での価格競争、運営コスト削減による消耗戦が続いてまいりました。このような環境のもと、当社グループは昨年度（平成25年12月期）の施策の柱として、収益基盤を持ち帰り寿し事業に特化した上での直営店舗主体の体制からフランチャイズ主体の収益構造への転換を掲げ、各種取り組みを実施いたしました。具体的には、平成25年3月に連結子会社であった株式会社札幌海鮮丸の当社保有株式の全てを売却し、平成25年4月から順次、小僧寿し業態の社員独立及び営業権売却を行い、さらに、平成25年9月に回転寿し業態（「活鮮」及び「鉢巻太助」）の事業譲渡を行いました。また、平成25年5月に実施いたしました第三者割当増資（以下「平成25年5月第三者割当増資」といいます。）や事業譲渡等で得た資金で新規出店及び既存店舗の改装を実施し、新たな優良店舗開発のサイクルの構築に努めてまいりました。

また、当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、持ち帰り寿し事業のうち店舗運営業務に係る事業について会社分割を実施し、承継会社として「株式会社東京小僧寿し」を設立いたしました。かかる会社分割の目的は、直営店舗の営業機能と加盟者を含めた店舗サポート機能及び権限を明確に分離することであり、これにより直営店舗のマネジメント強化や顧客満足度向上のための業務執行が、迅速に実行可能となることを見込んでおります。

しかしながら、以上の施策を行ってもなお、直営店舗の営業権譲渡によるフランチャイズ化が当初の計画を下回ったことや、想定以上のエビ、イクラ等の商材価格の値上がり等を理由

に、平成25年12月期連結業績は営業損失 6 億14百万円（前年同期は 6 億44百万円の営業損失）、当期純損失16億84百万円（前年同期は 8 億78百万円の当期純損失）の結果となりました。当社グループでは、当該状況を改善するためには、引き続き主軸である持ち帰り寿し事業の建て直しに努めていくことが重要であると考えており、フランチャイズオーナー候補への事業の魅力アピール力向上という観点からも、まずは直営店舗の建て直しを優先し営業キャッシュ・フローの健全化を図るべきであると判断いたしました。具体的には、新規出店及び既存店舗の改装による直営店舗の拡大及び宅配機能の導入による直営店舗の付加価値向上によって売上高を確保するとともに、商流のフローの見直し、アイテムの集約等によるコスト削減を図ります。また、前年度では小さな本社を目指し、希望退職者の募集、システム導入等により本社機能の集約化を進めてまいりましたが、引き続き本年度も前年度に導入したシステムの完全運用により全体の人的コストを減らし効率化を進めてまいります。また、社内プロジェクトによる不急業務及び不急経費の洗い出しも合わせて進めてまいります。

なお、今後の具体的な業績目標値は、本中期経営計画において下記のとおり設定しております。

（本中期経営計画の業績目標値）

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
売上高（百万円）	14,439	17,660	25,158
営業利益（百万円）	74	828	1,772
経常利益（百万円）	62	812	1,755
当期純利益（百万円）	47	796	1,740

本中期経営計画における具体的な施策としては、新規出店・移転（平成28年12月期末までに新規出店238店舗、移転5店舗）及び既存店舗の改装・業態変更（平成28年12月期末までに110店舗）の加速を中心に、「宅配機能の拡大」「品質改善」「コスト削減」といった各種施策を予定しております。上記新規出店及び移転店舗の予定数は、前3事業年度の新規出店と移転店舗数の合計（10店舗）と比べ233店舗増加しておりますが、前3事業年度での店舗開発経験から得たデータを利用した、より適正なコスト管理と立地開発計画に基づいた新規出店及び店舗移転を実施するとともに、同時に実行される「宅配機能の拡大」や「品質改善」による売上増加と「コスト削減」による相乗効果により、業績目標の達成は可能であると考えております。また、当社といたしましては、本中期経営計画の業績目標達成は、業績の黒字転換と当社の経営戦略の確立を意味し、それに起因した企業価値の向上を通じ、当社ステークホルダーの皆様の利益に大いに資するものと考えております。よって、本中期経営計画に係る施策の実行、特に中心となる新規出店・移転及び改装・業態変更の加速は、可能な限り早い時期に開始するべきであると理解しております。

しかしながら、現時点における新規出店・移転及び改装・業態変更に係る資金の主な原資は、平成25年5月第三者割当増資によって得た手取金4億75百万円のうち現時点で未充当である4億63百万円となります（平成25年5月第三者割当増資の手取金は、当初、平成25年7月から平成26年12月にかけて新店舗設営プロジェクトと既存店への設備投資に充当する予定でございましたが、ノウハウの乏しい都心部及び駅前を対象とした店舗モデル開発への固執及び収

益力の高い店舗モデルの創造戦略の欠如を起因とした出店等の計画の遅れから、本日時点における充当状況は、新規出店1店舗への設備投資12百万円のみとなっております。よって、現時点で未充当である4億63百万円は、本中期経営計画において新規出店・移転数のペースが加速する、平成26年7月から12月にかけての当該新規出店・移転資金に充当する方針といたしました。)

つきましては、かかる4億63百万円の前資と平成26年7月から平成27年12月までに予定している121店舗の出店・移転及び37店舗の改装・業態変更を行うための必要資金額23億55百万円(詳細は、下記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等」をご参照ください。)との差額である18億92百万円の調達を可能な限り早い時期に実現し、本中期経営計画における中心施策である新規出店・移転及び改装・業態変更を加速させることが、当社の現時点における優先課題であると考えております。なお、本件により調達する資金のうち1億83百万円の用途である「商材取引に対する前払金及び保証金」及び同54百万円の用途である「物流網構築等費用」は、上述の品質改善による集客及びコスト削減施策の効果を高めることを目的としており、新規出店・移転及び改装・業態変更と同様に優先すべき課題であると考えております。

よって、当社は、当該課題に対応するべく、必要資金額及び既存株主の皆様への影響等を勘案しつつ、様々な方策について検討を重ねてまいりました。かかる検討の結果、本資金調達方法であれば前述の新規出店・移転及び改装・業態変更資金の調達が可能であり、かつ、下記「(3) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法を選択した理由 ②本資金調達方法(ライツ・オフアリング(ノンコミットメント型))のメリット及びデメリット」に記載のとおり、既存株主の皆様へ平等な投資機会を提供し、既存株主の皆様に対する株式価値の希薄化の影響も極小化できると考えられること等から、本資金調達方法が、当社が必要な資金を調達する上での現実的かつ最良の手法であると判断し、本日、当社取締役会において、本新株予約権の無償割当ての実施を決議いたしました。なお、本新株予約権の無償割当てによる調達資金の額及び具体的な用途につきましては、下記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等」をご確認ください。

(3) 他の資金調達方法との比較及び本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達方法の決定に際し、当社の財務状況、当社株式の株価推移及び流動性、既存株主の皆様に対する影響、資金調達の確実性という観点から、本資金調達方法と他の資金調達方法について慎重に比較検討を行いました。その結果、本資金調達方法は、既存株主の皆様に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社が必要とする事業用資金を調達できることから、現時点の当社において最良の資金調達方法と考えられるものとして選択いたしました。

なお、以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

① その他の資金調達方法の検討について

A. 金融機関からの借入れ

当社は、自己資本比率の低下を回避するため長期借入れを抑制し、これまでの借入れに対しては可能な限り期日前返済を行っていく方針を進めており、平成25年11月に実施した第三者割当増資の手取金330百万円については、本日現在において50百万円を金融機関に対する借入金の返済に充当しており、未充当の280百万円につきましても、

順次同様の使途に全額充当する予定であります。さらに、当社は上記のように新規出店・移転及び改装・業態変更に係る資金の調達を必要としておりますが、かかる資金の調達について、金融機関からの借入れのみに依存することは財務状況の悪化を招く可能性もあり、かつ金融機関からの借入れに関する上記の方針と反することにもなるため、負債性資金による調達よりも資本性資金による調達が望ましいと考えております。よって、上記方針を踏まえ、今回は金融機関からの借入れを除外することといたしました。

B. 公募増資

公募増資は当社の株式流動性や時価総額がより高い水準に至った際には有力な資金調達手段となり得る可能性があるため、当該資金調達方法についても検討を行いました。現在の当社の株式流動性（平成25年12月末現在の発行済株式総数17,753,838株に対し、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年3月12日を基準とした、東京証券取引所における当社普通株式の1日当たり出来高は直近1ヶ月平均88,735株、直近3ヶ月平均167,382株、直近6ヶ月平均134,898株）や時価総額（本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年3月12日の東京証券取引所における当社普通株式終値223円に発行済株式数17,753,838株を乗じて算出した3,959百万円）を理由とした、引受証券会社が負うリスクや当該引受証券会社が求める収益性の観点から、増資を引受ける証券会社を見つけることが困難であること等を鑑みますと、現時点においては、資金調達手法の候補からは除外せざるを得ないと判断しております。

C. 第三者割当増資

第三者割当増資は、(i) 割当先の保有方針や投資目的等によっては、当社の経営の独立性が担保されない可能性があること、(ii) 本件において調達を予定する資金の額（詳細は、下記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等」をご参照ください。）及び当社の時価総額に鑑みると、既存株主の皆様の株式価値希薄化の影響が懸念されること、(iii) 過去1年間で2度の第三者割当増資を実施していることから、今回の当社の資金調達方法として、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

D. 非上場型の新株予約権の株主無償割当て、又は募集株式の株主割当て

新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様が株式価値の希薄化による影響を回避するための選択肢が限定的であることから、既存株主の皆様が利益及び株式価値の希薄化による影響を鑑みると、必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することといたしました。

また、募集株式の株主割当ては、既存株主の皆様が保有割合に応じて割当てがなされるため、株式価値の希薄化による影響が比較的少ない資金調達方法ですが、既存株主の皆様が付与される株式の割当てを受ける権利が、法律上譲渡できないとされていることから、払込みに応じていただけない既存株主の皆様にとっては、株式価値の希薄

化を回避する選択肢が更に限定的であり、上記同様に、望ましい方法ではないと考えております。

E. ライツ・オフアリング（コミットメント型）

コミットメント型ライツ・オフアリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オフアリングのスキームの一形態）は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができるという利点があります。当社は、いわゆるライツ・オフアリングにおけるコミットメントが、金融商品取引法における有価証券の引受けに該当するため、証券会社との間でコミットメント型ライツ・オフアリングの実現可能性について協議を行い、同スキームについてもその実現可能性を検討いたしました。しかしながら、上述の公募増資と同様に、現在の当社の株式流動性や時価総額等を鑑みると、その実施は相当に困難であると判断し、現時点において当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、今回の資金調達においては、資金調達方法の候補からは除外することといたしました。

② 本資金調達方法（ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型））のメリット及びデメリット

上記「（1）本件の目的」に記載した目的の達成に際しては、以下に述べるライツ・オフアリング（ノンコミットメント型）の特長を鑑みると、本資金調達方法こそが、今般当社が資金を調達するに当たって最良の方法であると考えております。

（メリット）

A. 株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法の特長として、当社以外の全ての既存株主の皆様が保有する株式数に応じて本新株予約権を無償で割り当てることがあげられます。当該無償割当ての機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開及び方向性を株主の皆様にご理解いただくとともに、かかる特長により、当社以外の全ての既存株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B. 株主様の株式価値の希薄化による影響の極小化

当社以外の全ての既存株主の皆様には、その保有する株式数に応じて本新株予約権が割り当てられるため、当該本新株予約権を行使することによって、各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能です。また、新株予約権の無償割当てという発行形態は、既存株主の皆様による本新株予約権の行使を前提とする資金調達方法ではありますが、本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であるため、本新株予約権の行使を希望されない株主様が本新株予約権を市場で売却する

ことが可能となっております。これにより、本新株予約権の行使を行わない場合でも、株式価値の希薄化により生じる不利益の全部又は一部を、本新株予約権の売却によって補う機会が得られることが期待されます。上記「① その他の資金調達方法の検討について C. 第三者割当増資」に記載のとおり、第三者割当増資による資金調達においては、既存株主の皆様と与える株式価値の希薄化による影響が懸念される一方で、本資金調達方法は既存株主の皆様の利益保護に配慮したスキーム設計であると考えております。

C. 新株予約権の上場による新たな投資家層の開拓

上記のとおり、本新株予約権は東京証券取引所に上場されることから、当社の事業をご支援いただける潜在的な投資家様に当社株式を保有する機会を新株予約権という形で提供し、新たな投資家層を開拓することが可能です。これにより、市場を通じて本新株予約権を取得し、それを行使することで株式を取得する新たな株主様の増加、新株の発行に伴う発行済株式数の増加、及び当社株式の流動性の向上が見込まれ、結果として、株主の皆様が当社株式を市場でお取引できる機会が増加するものと考えております。

(デメリット)

A. 資金調達額の不確実性

本資金調達手法においては、発行した新株予約権が行使されることで、当社は資金調達を実現できることとなるため、本新株予約権の割当てを受け、又は本新株予約権を市場を通じて取得した株主様若しくは投資家様の投資行動によっては、調達する資金の額が想定を下回る恐れがあります。この点、株主の皆様につきましては、本書面、本新株予約権に係る有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL:<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）、及び本日付で公表いたしました「**ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）**」（URL:<http://www.kozosushi.co.jp/corporate/ir/>）等を通じて、本資金調達手法及び当社の状況並びに本中期経営計画の内容を十分にご理解いただきたく存じます。

以上のことから、当社といたしましては、既存株主の皆様に対するライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）という本資金調達方法が、当社の目的を達成しつつ、かつ、既存株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最良の資金調達方法であると考えております。

2. ライツ・オファリングの内容

(1) 無償割当の方法

平成26年3月25日（火）を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で、

株式会社小僧寿し第3回新株予約権を、新株予約権無償割当て（会社法第277条）の方法により割り当てます。

(2) 新株予約権の内容等

① 新株予約権の名称	株式会社小僧寿し 第3回新株予約権
② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式1株 ※ 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
③ 新株予約権の総数	17,747,986個 ※ 株主確定日における当社発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式（以下「自己株式」といいます。）の数を控除した数です。 ※ 上記新株予約権は平成26年3月13日現在の当社発行済株式総数（当社が保有する当社普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。
④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	1個（1株）につき125円
⑤ 新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従って算出された資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とします。 ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ)記載の資本金等増加限度額から上記イ)記載の増加する資本金の額を減じた額とします。
⑥ 新株予約権の権利行使期間	平成26年4月28日（月）から 平成26年5月23日（金）まで（予定）
⑦ 新株予約権の株主様の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
⑧ 新株予約権の当社の取得事由	本新株予約権には、取得条項は付されておられません。
⑨ 新株予約権の行使請求の方法	イ) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 ロ) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を

	<p>申し出た者は、その後これを撤回することができません。</p> <p>ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。</p>
<p>⑩ 外国居住株主による本新株予約権の行使について</p>	<p>本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主様は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ、当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主様宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。</p>
<p>⑪ その他投資判断上重要又は必要な事項</p>	<p>イ) 当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします（自己株式による交付は予定しておりません。）。</p> <p>ロ) 本書面及び平成26年3月13日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）</p> <p>（URL：http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において本新株予約権についての投資判断を行う必要があります（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。）。</p> <p>ハ) 上記各項につきましては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>

※ 各株主様における本件手続きの詳細は、本日付で公表いたしました「[「ライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」](#)（URL：<http://www.kozosushi.co.jp/corporate/ir/>）をご参照ください。

3. ライツ・オフリングの日程（予定）

日程	内容
平成26年3月13日（木）	取締役会決議 有価証券届出書提出 総株主通知請求
平成26年3月21日（金）	有価証券届出書による届出の効力発生日
平成26年3月25日（火）	株主確定日 ※本新株予約権の割当対象とする株主確定日
平成26年3月26日（水）	本新株予約権無償割当ての効力発生日 本新株予約権上場日（東京証券取引所より後日発表）
平成26年4月11日（金）	本新株予約権の株主割当通知書の送付日
平成26年4月28日（月）から 平成26年5月23日（金）まで	本新株予約権行使期間 ※本新株予約権の権利行使に係る受付期間は証券会社ごとに異なる場合があります。
平成26年5月16日（金）	本新株予約権の市場での売買最終日 ※売買注文の受付最終日は証券会社ごとに異なる場合があります。
平成26年5月19日（月）	本新株予約権上場廃止日（東京証券取引所より後日発表）

4. 調達する資金の額及び資金の用途等

（1） 調達する資金の額（差引手取概算額）

本件による資金調達額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成26年3月13日現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額ではありますが、本新株予約権を割り当てられた既存株主様又は市場等を通じて本新株予約権を購入取得した投資家様の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数のうち、行使された本新株予約権の割合（以下「行使比率」といいます。）が100%（本新株予約権の総数17,747,986個が全て行使された場合）と仮定した場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,218,498,250	89,369,965	2,129,128,285

（注） 1. 発行諸費用は、フィナンシャル・アドバイザー（三田証券株式会社）への業務委託報酬54,369,965円、その他諸費用（株式事務代行費用、各口座管理機関への事務手数料、弁護士報酬、登記費用等）35,000,000円からなります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間内に、本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。最終的な調達金額及び資金用途につきましては後日改めて開示いたします。

(2) 調達資金の使途

本新株予約権の行使比率が100%と仮定した場合において、払込金額の総額が2,218,498,250円、発行諸費用の概算額が89,369,965円、差引手取概算額が2,129,128,285円となった場合における手取金の使途、支出予定金額及び支出予定時期は以下のとおりであります。なお、最終的な調達金額及び資金使途につきましては、改めて開示いたします。

	具体的な使途	支出予定金額	支出予定時期
A	新規出店、移転	8億06百万円	平成26年7月～平成26年12月
B	改装、業態変更、修繕等	1億21百万円	平成26年7月～平成26年12月
C	新規出店、移転	9億00百万円	平成27年1月～平成27年12月
D	改装、業態変更、修繕等	65百万円	平成27年1月～平成27年12月
A～D合計		18億92百万円	
E	商材取引に対する前払金及び保証金	1億83百万円	平成26年7月～平成27年12月
F	物流網構築等費用	54百万円	平成26年7月～平成26年12月
A～F合計		21億29百万円	—

- (注) 1. 本中期経営計画においては、平成26年7月から平成27年12月までに、121店舗の新規出店又は移転、37店舗の改装、業態変更、修繕等を予定しており、上記表におけるA～Dの使途に該当いたします。また、それらを実行するためには23億55百万円の資金が必要であり、A～Dの支出予定金額の合計18億92百万円は、かかる必要資金23億55百万円から平成25年5月第三者割当によって得た手取金4億75百万円のうち現時点で未充当である4億63百万円を控除した金額です。
2. 当社は、平成25年12月からの新経営体制の下での新たな中期経営計画を策定し、本日付の適時開示「平成26年12月期～平成28年12月期 中期経営計画」にて公表いたしましたように、新規出店及び移転を平成26年7月～12月に21店舗、平成27年度中に100店舗、また、改装及び業態変更等を平成26年7月～12月に7店舗、平成27年度中に30店舗計画しております。

(本中期経営計画における出店等の計画)

	平成26年12月期		平成27年12月期		平成28年12月期	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期
新規出店・移転	2店	21店	50店	50店	60店	60店
改装・業態変更	13店	7店	15店	15店	30店	30店
宅配機能導入	30店	6店	60店	12店	60店	12店

(注) 宅配機能の導入費用は上記資金使途に含めておりません。

AとCを、同様の使途でありながら期間ごとに分けている理由は、当社は本件で十分な資金を調達できた場合には、本中期経営計画における平成27年1月～6月の新規出店・移転計画50店舗について前倒しで平成26年7月～12月に実施することを予定しているためです。Aの金額（8億06百万円）は、かかる前倒しの新規出店・移転資金（50店舗：9億00百万円）と本中期経営計画において従前から計

画されている平成26年7月～12月の新規出店・移転資金（21店舗：3億69百万円）の合計金額（71店舗：12億69百万円）に対し平成25年5月第三者割当増資によって得た手取金4億75百万円のうち現時点で未充当である4億63百万円を全額充当した後に不足する（すなわち、本件により調達を必要とする）金額という位置づけです（以下、前倒しを前提とした本中期経営計画を「前倒し本中期経営計画」といいます。）。

よって、新規出店・移転店舗数の「本中期経営計画」と「前倒し本中期経営計画」における比較は以下となります。

	平成26年12月期		平成27年12月期	
	上期	下期	上期	下期
本中期経営計画	2店	21店	50店	50店
前倒し本中期経営計画	2店	21店 +最大50店	(注) +50店	

(注) 50店から平成26年12月期下期に前倒しした数（最大50店）を控除した店舗数。平成28年12月期以降の予定の前倒しは想定しておりません。

また、「改装、業態変更、修繕等」も本中期経営計画における中心施策であり、本件で十分な資金を調達できた場合には、平成27年1月～6月の計画15店舗について前倒しで平成26年7月～12月に実施することを予定しているため、BとDに関しましても、同様の用途を期間ごとに分けて記載しております。

よって、改装、業態変更、修繕等の実施店舗数の「本中期経営計画」と「前倒し本中期経営計画」における比較は以下となります。

	平成26年12月期		平成27年12月期	
	上期	下期	上期	下期
本中期経営計画	13店	7店	15店	15店
前倒し本中期経営計画	13店	7店 +最大15店	(注) +15店	

(注) 15店から平成26年12月期下期に前倒しした数（最大15店）を控除した店舗数。平成28年12月期以降の予定の前倒しは想定しておりません。

なお、かかる前倒し計画は、①新規出店・移転及び改装・業態変更等による顧客の利用機会の増加に伴う売上増加、及び②売上増加幅がコスト増加幅を上回った場合に見込まれる利益獲得の早期実現を目的としており、これにより、本中期経営計画の業績目標値達成の確度が高まると考えておりますが、本件による調達金額は行使期間終了まで未確定であることから、当該前倒し計画は本中期経営計画には記載をしておりません。従いまして、本件により前倒し計画に必要な資金を十分に調達できた場合（詳細は、下記注3をご参照ください。）には、本中期経営計画の内容変更を、適時開示にてお知らせする予定でございます。一方で、本

件によって十分な資金が調達できず、かかる前倒し計画が不完全な実施となる場合（詳細は、下記注3をご参照ください。）には、かかる前倒し計画実施の場合に比べ、本中期経営計画の業績目標値達成の確度が低下する可能性はございますが、従前の計画においても、本中期経営計画の業績目標値達成は十分に実現可能であると考えております。

3. 最終的な調達金額が上記調達資金の金額（21億29百万円）未満となった場合には、（A、B、E、F）、（C、D）の順に優先的に資金を充当し、速やかにその他資金調達の手法又は計画の変更を検討してまいります。また、最終的な調達金額が（A、B、E、F）の合計金額（11億64百万円）未満となった場合には、本件により前倒し計画に必要な資金を十分に調達できなかったと捉え、それぞれの用途の必要性を勘案して（A、B、E、F）の各支出額を検討してまいります。
4. 商材取引に対する前払金及び保証金は、食材仕入の改善に係る費用であります。前期の業績不振の一因となったエビ、イクラ等の食材高騰の傾向は今後も継続すると見られ、大量一括契約による原価低減を図ってまいります。また、本中期経営計画の主要政策の一つである「品質改善」において、市場仕入の鮮魚の取扱いにより顧客満足度の向上と新規顧客の取り込みを計画しております。これら鮮魚の新規仕入先複数社に対し前払金及び保証金を預託することにより、円滑かつ確実に鮮魚を確保することを目的とします。なお、この食材仕入の改善については今後段階的に鮮魚仕入が拡大するとみられることから、18ヶ月の期間を想定しております。
5. 物流網構築等費用は、食材配送網の改善に係る費用であります。現在は倉庫から店舗までは常温と冷凍の2温度帯で配送を行っておりますが、本中期経営計画の主要政策の一つである「品質改善」において鮮魚を取り扱うに当たり、これまでの2温度帯に加え冷蔵での配送を開始いたします（かかる配送の開始に際し、運搬費、業務委託費等の費用が発生する見込みです。）。鮮魚の取扱いによりこれまで以上の価値ある商品を提供し、顧客満足度の向上と新規顧客の取り込みを実現いたします。また、市場で仕入れた商材をその場で加工する一次加工、食材加工場での二次加工を行うための拠点整備にも使用いたします。なお、この食材配送網の改善については、上記注4の食材仕入の改善での鮮魚仕入の拡大に合わせ段階的に拡大し、かつ今後継続的に発生いたします。平成26年度内に食材配送網の整備運用自体は安定すると見込んでいることから6ヶ月の期間を想定しております。

当社は、前中期経営計画においては、既存店舗への設備投資により収益力の高い店舗モデルを創造し、平成24年12月期末に直営店舗は398店舗、フランチャイズ店舗は255店舗、平成25年12月期末には直営店舗は450店舗、フランチャイズ店舗は285店舗に達するペースでの直営店の新規出店及び直営店舗のフランチャイズ店舗への転換を計画しておりました。その一環で平成25年5月に実施いたしました平成25年5月第三者割当増資の手取金4億75百万円は、うち12百万円を、新規出店の設備投資として現在までに充当しております（未充当の4億63百万円は、現在銀行の普通預金口座で管理しており、平成26年7月から平成27年6月にかけて

て支出を計画しております、計71店舗の新規出店・移転資金の一部に充当する予定です。)。
しかしながら、不採算店舗の閉店数増加、回転寿し業態及び宅配寿し業態の売却、営業権譲渡による直営店舗のフランチャイズ店舗への転換が当初の計画を下回ったことから、平成25年12月期末の直営店舗数は269店舗、フランチャイズ店舗は266店舗に留まりました。

他方、本中期経営計画では、前期において不採算店舗の整理が一段落つき、本中期経営計画における「品質改善」や「コスト削減」といった施策から、収益力の高い店舗モデルの創造戦略が構築できたため、新規出店・移転及び改装・業態変更の加速を施策の中心としております。また、平成25年11月に実施いたしました第三者割当増資（以下「平成25年11月第三者割当増資」といいます。）の手取金で金融機関に対する有利子負債の返済を行い（平成25年11月第三者割当増資の手取金3億30百万円は、現時点において、50百万円を金融機関に対する借入金の返済に充当しております。また、未充当の280百万円につきましても、順次同様の使途に全額充当する予定であり、現在銀行の普通預金口座で管理しております。）、今後の新規出店の加速に耐え得る財務体質の強化に努めております。

新規出店及び移転は、出店ノウハウを持つ主として関東圏の郊外及びロードサイドを中心に行う計画であり、平成26年度中に23店舗、平成27年度中に100店舗、平成28年度中に120店舗を出店し、主に小僧寿し業態の店舗網の拡大を目的としております（但し、本件により十分な資金を調達できた場合には、先述したとおり、平成27年度中に予定しております100店舗の一部を平成26年度中に前倒しする予定でございます。）。なお、平成26年度計画の23店舗のうち、5店舗は、当社連結子会社である株式会社茶月東日本が運営する茶月業態（郊外及びロードサイド主体の小僧寿し業態と比較して、駅前及び商店街立地に出店しており、立地に合わせた商品グレードや単価設定の持ち帰り寿し事業です）の移転計画であり、潜在的購買層があるにもかかわらず商業地として老朽化した立地の店舗に対し、近隣への移転により既存顧客を維持しつつ新規顧客の獲得を目指します。なお、当社の過去の1店舗当たりの出店コストは、最大で25百万円、最小で15百万円、平均で20百万円になります。本中期経営計画における新規出店・移転計画では、郊外及びロードサイドを想定していることから、1店舗当たりの出店コストを上記平均値20百万円より低い18百万円と見込んでおります。

改装、業態変更は、平成26年度に20店舗を計画しており、既存の持ち帰り寿し業態のニーズが見込めない立地の店舗に対し、手巻、丼等の日常利用しやすい商品を揃えた業態や宅配専門業態での出店を行います。なお、本中期経営計画における業態変更計画では、1店舗当たりの改装コストを3～5百万円のレンジで見込んでおります。また、昨年から進めている既存店舗への宅配機能の導入は36店舗を計画しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本件により調達した資金につきましては、上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載した資金使途に充当することを予定しており、本中期経営計画を着実に遂行し今後の成長基盤を確立することによって当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。従いまして、かかる資金使途は合理的であり、本件は株主の皆様様の利益に資するものと考えております。

6. 発行条件の合理性

本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び行使価額の決定に際しては、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様には本新株予約権を行使していただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）の観点から検討いたしました。その結果、割当数は、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割り当てることとし、本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額は、1株当たり125円（本新株予約権の発行決議日前営業日の当社普通株式の株価終値（223円）の56.1%）に決定いたしました。

なお、行使価額の決定にあたっては他社のライツ・オファリング発行事例における最終行使比率並びに株価の推移等を参考にしております。当該発行事例並びに本新株予約権1個の行使により交付される株式数が1株である点を鑑みれば、行使価額は少なくとも発行決議日の前営業日の株価終値の60%未満の水準に設定することが、行使促進の観点から望ましいと考えております。

また、本新株予約権の発行決議日の前営業日である平成26年3月12日を基準とした場合、東京証券取引所における当社の普通株式の直近1ヶ月の株価終値の単純平均値は237円、直近3ヶ月の株価終値の単純平均値は247円及び直近6ヶ月の株価終値の単純平均値は232円となりますが、これらの平均値を基準とした場合、本新株予約権の行使価額125円は各々当該平均値の52.7%、50.6%、53.9%の水準となります。

行使価額等は、当社の業績や財務状況、当社の株価動向や出来高、事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額等を勘案し、既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性を踏まえて適切と考えて決定したものであり、本件により調達した資金を基に本中期経営計画を着実に遂行し今後の成長基盤を確立することによって企業価値上昇の恩恵を既存株主の皆様にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、合理的であると判断しております。

7. 業績に与える影響

現在のところ、平成26年2月14日付「平成25年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」で公表いたしました平成26年12月期の通期連結業績予想につきましては、変更はございません。今後本新株予約権の行使がなされ、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより当社の業績又は中期経営計画への影響が確定した場合又は生じた場合は、速やかに開示いたします。

8. 潜在株式による希薄化情報等

本日時点における当社の発行済株式数は17,753,838株であり、そのうち自己株式数は5,852株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は17,747,986株であります。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.97%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成26年3月25日（火）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、

平成26年4月14日（月）頃に、本新株予約権に関する株主割当通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛に届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が保有する普通株式に係る株式価値の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、当該株式価値について希薄化が生じる可能性があり、また、市場等で本新株予約権の売却を行わなかった場合、当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

発行済株式総数及び潜在株式数の状況（平成26年3月13日現在）

	株式数	発行済株式総数 に対する比率
発行済株式総数	17,753,838株	100.0%
現時点における潜在株式数	1,720,000株	9.69%
現時点における自己株式数	5,852株	0.03%
本新株予約権に係る潜在株式数	17,747,986株	99.97%

※ 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使の全部又は一部が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

9. 大株主の権利行使予定について

当社の大株主でもある代表取締役大西好祐氏の本新株予約権の権利行使等の予定については、同氏から、本新株予約権無償割当てにより、同氏が保有することとなる本新株予約権の大部分を行使する意向がある旨の説明を受けております。しかしながら、かかる行使に要する資金の調達方法及びその調達額については現時点で未確定であることから、今後当社にて確認ができ次第、速やかに開示いたします。

10. 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた株主様におかれましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は東京証券取引所等を通じた本新株予約権の売却の何れかの方法をとることが可能となっております。具体的な手続きにつきましては、本日付で公表いたしました「ライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」（URL:<http://www.kozosushi.co.jp/corporate/ir/>）をご参照ください。なお、繰り返しになりますが、本新株予約権の無償割当てによる資金調達方法は、行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するスキームとなっておりますので、この点、株主の皆様におかれましては、十分ご留意いただく必要がございます。

また、当社普通株式の単元株式数は100株であり、100個未満の本新株予約権について行使を行っていただいた場合は、その行使により交付される普通株式の数も100株未満となるため、結果

として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など、当社普通株式に係る権利の一部が制限され、かつ、市場を通じて売却することもできませんので、ご留意いただく必要がございます。

なお、外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下（※）にごございます例外的措置を除き、制限させていただくこととなります。

外国居住の株主様に対する当該制限については、平成23年9月16日金融庁公表の「開示制度ワーキング・グループ 法制専門研究会報告～ライツ・オファリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～」を踏まえて、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしました。当社といたしましては、（i）外国居住株主様の行使を認めた場合に履行する必要がある特定外国の証券当局（本日時点では、米国のみが該当する国であると判断しておりますが、これに限られません。当該判断は今後変更される可能性があります。当社が判断を変更した場合にはその旨お知らせいたします。）に対する登録等の手続（当該手続の有無及び当該手続の履行義務の有無に関する調査を含みます。）に係るコストが極めて大きな負担となる一方で、（ii）本件においては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れること等を勘案すると、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。なお、かかる検討に際しては、二重橋法律事務所（東京都千代田区 代表弁護士 大塚和成）より、本件における外国居住株主による新株予約権の行使制限は、日本法上も適法であると考えられる旨の法律意見書を取得しております。

※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から7営業日前までに、当該権利行使に係る株主様（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認できた場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨を書面にて通知いたしますので、その後証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。

上記の例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社の問い合わせ先（電話番号：03-6226-4400）までお電話でご相談ください。なお、当社の意向に係わらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性はございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

11. 本新株予約権の買付け希望の株主様及び投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される株主様及び投資家様につきましては、まずは各自でお取引のある証券会社までお問い合わせください。お取引先の証券会社で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受付けていない場合には、当該業務を受付けている他の証券会社に新たに口座を開設していただく必要があります。詳細につきましては、本日付で公表いたしました「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」の「4 新株予約権の売買について知りたい」をご参照ください。

また、手続きの概要及び本新株予約権の買付けの取扱いを行う証券会社につきましては、当社IRサイトにて随時公開いたしますので、併せてご確認ください。

当社IRサイト <http://www.kozosushi.co.jp/corporate/ir/>

12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高（百万円）	20,447	20,199	15,593
営業利益（百万円）	△140	△644	△614
経常利益（百万円）	△91	△611	△632
当期純利益（百万円）	△907	△878	△1,684
1株当たり当期純利益（円）	△70.7	△65.73	△108.80
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	183.24	131.60	57.02

（1）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ 第三者割当増資

発行期日	平成24年8月31日
調達資金の額	272,000,720円（差引手取概算額）
発行価額	304円
募集時における発行済株式数	13,188,884株
当該募集による発行株式数	921,055株
募集後における発行済株式数	14,109,939株
割当先	第三者割当の方法により、各328,948株を日成ビルド工業株式会社と株式会社ラックランドに、164,474株を株式会社S I Gに、98,686株をリーテイルブランディング株式会社に割当。
発行時における当初の資金使途	新店舗設営プロジェクトと既存店への設備投資
発行時における支出予定時期	平成24年9月～平成25年12月

現時点における充当状況	新規出店費用および既存店への設備投資として充当済
-------------	--------------------------

発行期日	平成25年5月27日
調達資金の額	475,400,904円（差引手取概算額）
発行価額	246円
募集時における発行済株式数	14,109,939株
当該募集による発行株式数	2,032,524株
募集後における発行済株式数	16,142,463株
割当先	第三者割当の方法により、609,757株を株式会社夢真メディカルサポートに、各304,897株を株式会社ユニテックソフト、株式会社我喜大笑に。813,009株を株式会社アドバンスドキャピタルに、それぞれ割り当てる。
発行時における当初の資金使途	新店舗設営プロジェクトと既存店への設備投資
発行時における支出予定時期	平成25年7月～平成26年12月
現時点における充当状況	新規出店への設備投資として一部充当済（注）

（注）本中期経営計画においては、平成26年7月から平成26年12月までに、21店舗の新規出店又は移転を予定しており、未充当金額は、それらの実行に充当いたします。

発行期日	平成25年11月28日
調達資金の額	330,000,125円（差引手取概算額）
発行価額	211円
募集時における発行済株式数	16,142,463株
当該募集による発行株式数	1,611,375株
募集後における発行済株式数	17,753,838株
割当先	第三者割当の方法により、1,611,375株を大西好祐氏割り当てる。
発行時における当初の資金使途	金融機関に対する借入金の返済
発行時における支出予定時期	平成26年1月～平成26年4月
現時点における充当状況	金融機関に対する借入金の返済として一部充当済（未充当部分も、同様の使途で全額充当予定）

(2) 最近の株価の状況

① 過去3年間の状況

	平成23年 12月期	平成24年 12月期	平成25年 12月期
始値 (円)	103	148	259
高値 (円)	175	480	362
安値 (円)	87	135	167
終値 (円)	145	259	248

② 最近6カ月の状況

	平成25年 10月	平成 25 年 11 月	平成 25 年 12 月	平成 26 年 1 月	平成 26 年 2 月	平成 26 年 3 月
始値 (円)	201	209	260	246	265	235
高値 (円)	222	298	267	293	269	238
安値 (円)	180	205	221	243	230	222
終値 (円)	211	260	248	271	236	223

(注) 平成26年3月の株価については、平成26年3月1日から同年3月12日までの期間の株価を参照しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年3月12日
始値 (円)	227
高値 (円)	227
安値 (円)	222
終値 (円)	223

以上

※ご注意

本書面（参考書面を含みます。）は、当社の第3回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面及び平成26年3月13日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（URL：<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様ご自身の責任において行う必要があることをご理解いただければと存じます。本書面には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書面の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書面に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、また、かかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第3回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称
株式会社小僧寿し 第3回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の割当ての方法
新株予約権無償割当ての方法により、平成26年3月25日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。
3. 本新株予約権の総数
株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とする。
4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日
平成26年3月26日
5. 本新株予約権の内容
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式1株とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、125円とする。
 - (3) 本新株予約権の行使期間
平成26年4月28日から平成26年5月23日までとする。
 - (4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (5) 本新株予約権の譲渡制限
譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。
 - (6) 本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - (7) 本新株予約権の取得事由
本新株予約権の取得事由は定めない。
6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の

規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

9. 本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。

(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、口座管理機関（機構加入者）から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。

以上